

令和8年1月23日 開会

令和8年第1回

寒河江市議会臨時會議案

寒 河 江 市

目 次

- 1 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について —— 1
- 2 議第 1 号 令和 7 年度寒河江市一般会計補正予算（第 11 号）———— 別冊

報告第1号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年1月23日 提出

寒河江市長 齋藤真朗

専第1号

損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償の原因

令和7年9月8日午前8時ごろ、寒河江市大字日田字五反72番地寒河江市営ひがし団地1号棟居室天井より水漏れが発生し、損害賠償請求者が所有する布団、空気清浄機及び扇風機に損害が生じたものである。

2 損害賠償の請求者

寒河江市在住の40代男性

3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金26,830円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和8年1月6日

寒河江市長 齋藤真朗